

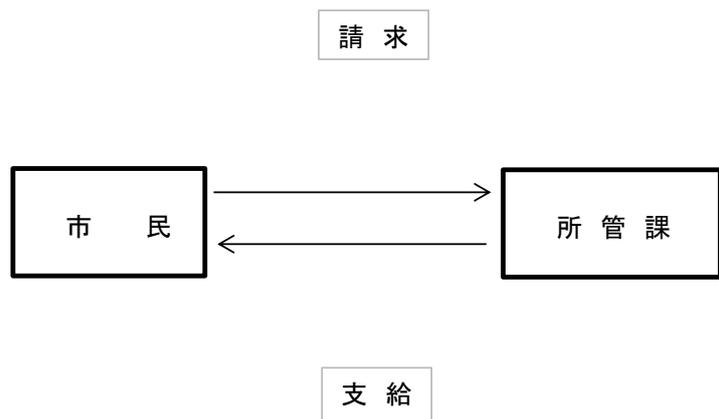
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 63

処 分 名	児童手当等の未支払請求の認定	
処 分 の 概 要	児童手当等の受給資格者が死亡した場合や施設入所等児童が要件に該当しなくなった場合に、未支払の手当を児童またはその施設入所等児童からの未支払請求に基づき審査・決定を行い手当を支給する。	
根 拠 法 令 名	児童手当法(昭和46年法律第73号)	
条 項	第12条第1項 第12条第2項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標準処理期間	計	30日
判断基準	児童手当法施行規則第9条の請求により、児童手当法第12条を満たしていることを基準とする。	
【根拠法令等】		
<p>児童手当法 (未支払の児童手当)</p> <p>第12条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当(その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払っていないものがあつたときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>2 中学校修了前の施設入所等児童が第3条第3項各号に掲げる児童に該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当(当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払っていないものがあつたときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>1. 形式的要件(児童手当法施行規則第9条) 請求者から、次の書類の提出があつたとき ①未支払請求書</p> <p>2. 実質的要件(児童手当法第12条) 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていないものがあつたときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払う。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。